

でんさいネットのご利用の際の留意事項について(でんさいライト用)

この書面は、でんさいライトに関する重要な事項を説明しております。ご契約される前に、ご確認いただいたうえでお申し込みくださいますようお願いいたします。特に赤字の箇所は重要ですのようご確認ください。

1. でんさいライトサービスについて

(1) でんさいライトは、インターネットバンキング契約がなくてもでんさい(※1)を利用できるサービスです。基本手数料はかかりません。インターネットに接続できる環境、でんさいネット所定のインターネットブラウザがあれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレットを通じてご利用いただくことができます(専用のアプリをインストールする必要はありません)。

(※1) でんさいとは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。

2. 利用料

(1) でんさいライトを利用して記録請求を行う場合およびFAX通知を利用する場合には、でんさいネットが定める利用料(手数料)(※1)を、でんさいネット宛にお支払いいただきます(※2)。

(※1) でんさいネットが定める利用料(手数料)の金額は、でんさいネットのウェブサイト上に掲示していますのでご確認ください。

(※2) お客さまから予め届出いただく手数料引落口座からでんさいネット所定の日に引き落としします。

(2) 利用契約の解約または解除時においてでんさいネットへの未払手数料等がある場合には、でんさいネット所定の引落日に手数料引落口座から引き落としします。

(3) でんさいネットが定める利用料(手数料)以外に、当金庫(窓口金融機関)(※1)が定める利用料(手数料)がかかる場合があります。詳しくは、直接窓口金融機関宛にお問い合わせください。

(※1) 窓口金融機関とは、全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいサービスを提供できる金融機関のことです。

(4) 特例開示など当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法で取り扱うものについては、決済口座からの自動引き落としではなく、取引店で利用手数料をお支払いいただきます。

3. サービスの提供時間(営業日・営業時間)

(1) でんさいライトは、当金庫営業日の午前8時から午後7時までご利用いただけます(※)。なお、当日付で取り扱う記録請求については午後3時までに行う必要がありますのでご注意ください。

(2) 届出事項の変更その他の窓口金融機関が受け付けることとしているサービスの受付時間は、当金庫窓口にお問い合わせください。

(※)サービス提供日・提供時間は事前に通知することなく変更することがあります。また、サービス終了時刻間際に操作された場合など、お手続きいただく時間帯によっては当日中に手続が完了しない場合やご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

4. 利用環境

- (1) でんさいライトはでんさいネット所定の環境でご利用いただく必要があります。でんさいネット所定の利用環境については、でんさいネットのウェブサイト上で案内されます。

5. 利用申込

- (1) でんさいライトサービスをご利用いただくに当たって、お客さまの窓口金融機関において審査を行います。審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。
- (2) また、ご利用の開始に当たって、でんさいネットからお客さま宛にでんさいライトの管理者ID、初期パスワード等を記載した通知を送信いたします。
- (3) なお、でんさいライトサービスでは、保証利用限定特約はお取り扱いしておりません。

6. でんさいライトで利用できないサービス

- (1) でんさいライトサービスでは、以下の①～③のサービスはご利用いただくことはできません。
- ① 単独保証記録（※1）の請求・承諾
 - ② 指定許可（※2）先の登録
 - ③ 譲渡記録請求時の債権金額指定（譲渡記録請求時に、譲渡するでんさいを一意に特定するキー項目として「債権金額」を指定できる機能のことをいいます。）
- （※1）単独保証記録とは、でんさいの譲渡を伴わずに、単独で保証人の電子記録保証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録保証人が請求を承諾することにより記録されます。
- （※2）指定許可機能とは、取引先以外からの誤請求を防止するために、予め登録した取引先からのみ、でんさいに関する各種請求を受け付ける機能です。

7. 決済口座、手数料引落口座の届出および制限事項

- (1) でんさいライトサービスのお申込に当たっては、決済口座（※）および手数料引落口座を窓口金融機関にお届出いただく必要があります。なお、お申込時における決済口座と手数料引落口座は同一の口座とさせていただきます。
- （※）決済口座は、1 利用契約ごとに単一の決済口座とする必要があります。

8. 利用者番号

- (1) **お客さまには、1 法人（個人事業主である場合には1 人）につき1 つの利用者番号を付与いたします。**
- (2) 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。
- (3) でんさいライトと窓口金融機関が提供するインターネットバンキング等を通じたでんさいネットサービスを併用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。

※例えば、法人のお客さまが本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。

※すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。

9. でんさいライトのユーザ管理等

- (1) お客さまは、5. の通知でお知らせする管理者ID、23. でご登録いただく利用者IDおよびそれらに付随するパスワードその他の情報ならびにでんさいライトサービスのご利用に当たって必要な機器等については、お客さまご自身の責任において厳重に管理する必要があります。なお、お客さまが管理者IDのパスワードについて、でんさいネット所定の回数を超えて連続して届出と異なるパスワードを入力した場合、でんさいネットはお客さまに事前に通知することなく、管理者IDの利用を停止します。利用を停止された管理者IDの利用を再開するためには、でんさいネット所定の手続が必要となります。また、管理者ID・パスワードを失念した場合、でんさいネット所定の手続を行うことにより管理者ID・パスワードの再発行を申請することができます。

10. でんさいの発生（手形の振出に相当）

- (1) **でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100万円以下です。**債権金額は、1円単位で設定いただけます。なお、でんさいの受取に際しては、上記の金額制限は適用されません。
- (2) でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して3営業日（金庫・銀行営業日）を経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
- (3) **資金調達等の目的で多数の者に対してでんさいを発生させるなど、社債のようにでんさいを利用することを禁止しています。**

11. でんさいの譲渡（手形の裏書に相当）

- (1) **でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能※1）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うことになります。**
なお、でんさいを譲渡する際には、1円以上100万円以下との制限は適用されません。
（※1）支払い不能とは、支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
- (2) 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客さまであっても、でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証する取扱いになります。

12. でんさいの分割譲渡

- (1) でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。
例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。

- (2) 分割のみの取り扱いはできません。

13. でんさいの取消等

- (1) でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して最大5営業日（金庫・銀行営業日）（記録日から支払期日までの日数により異なります。）の間、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます。（取消可能な期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）

14. でんさいの記録内容の変更

- (1) 利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。
※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。
- (2) でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいについて債権金額を変更する場合、1円以上100万円以下の範囲で変更いただけます。

15. 記録請求の制限期間

- (1) でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。
※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の3営業日（金庫・銀行営業日）前までに行う必要があります。詳しくは下記の表をご参照ください。

16. 電子記録および通知

- (1) でんさいネットがお客さまから記録請求を受け付けたこと等により、電子記録を行なった場合、お客さまから予め届出いただいた電子メールアドレス宛の電子メールやでんさいライトのウェブサイト画面上での表示により、その電子記録の内容を通知します（※）。
（※）口座間送金決済による支払等記録などの一部の電子記録を除きます。

17. でんさいの決済（支払い）（口座間送金決済（※1））

（債権者利用限定特約のお客さまはこの項説明不要）

- (1) でんさいの決済（支払い）は「口座間送金決済」により行います。債務者のお客さまは、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。
（※具体的な資金の準備期限については、ご契約の当金庫本支店にご確認ください。）
- (2) 支払期日に、口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科されます。
※詳しくは、「19. 支払不能処分制度」をご参照ください。
- (3) 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。
- (4) 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日（金庫・銀行営業日）前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。

- (5) 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。
- (6) 電子記録保証人(※2)が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(※3)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
- (※1) 口座間送金決済とは、債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
- (※2) 電子記録保証人とは、でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
- (※3) 特別求償権とは、電子記録保証人が債務者の代わりに支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

18. 口座間送金決済の中止（債権者利用限定特約のお客さまはこの項説明不要）

- (1) 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。

※詳しくは、「20. 異議申立の手続」をご参照ください。

19. 支払不能処分制度（電子交換所の取引停止処分制度に相当）

（債権者利用限定特約のお客さまはこの項説明不要）

- (1) 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合（支払不能）、当該債務者のお客さまには、原則として支払不能処分が科されます。
- (2) 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。
- ① でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。
- ② 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止処置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。
- ③ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。
- ④ 電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

20. 異議申立の手続（債権者利用限定特約のお客さまはこの項説明不要）

- (1) 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。
- (2) ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前営業日（金庫・銀行営業日）までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。
（※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。）

21. でんさい割引申込等通知

- (1) お客さまの窓口金融機関が、でんさい割引を提供している場合であって、当該でんさい割引の申込の受付およびその諾否の回答にでんさいライトを使用することとしているときに限って、でんさいライトによりそれらのサービスをご利用いただくことができます。窓口金融機関における取扱い状況については各窓口金融機関宛にお問い合わせください。

22. 記録事項の開示

- (1) 「記録事項」の開示請求ができる方は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含みます。））とその窓口金融機関です。
- (2) でんさいライトでは、最新債権情報開示（※）および定例発行方式の残高証明書の発行請求を行うことができます。その他の開示請求については窓口金融機関宛にお申し出ください（定例発行方式の残高証明書は窓口金融機関宛に発行請求していただくことも可能です。）。
（※）でんさい電子記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等、債務者、債権者、電子記録保証人の情報の開示請求（でんさいライトのウェブサイト画面上で表示され、閲覧することができます。）

23. 届出とその変更手続

- (1) 以下の①～⑥の事項については、でんさいライトのウェブサイト画面上でご入力いただくことによりでんさいネットへの届出や変更を行うことができます。
 - ①利用者ID（管理者IDは含みません。）
 - ②利用者ID（管理者IDを含みます。）に係るパスワード
 - ③利用者ID（管理者IDを含みます。）に係る携帯電話番号
 - ④利用者ID（管理者IDを含みます。）に係る電子メールアドレス
 - ⑤FAX番号
 - ⑥記録請求の制限等の設定上記①～⑥以外の事項については、窓口金融機関宛にお届出ください。

24. 他の記録機関との関係

- (1) でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取扱いすることができます。

- (2) なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子記録機関に移動することはできません。

25. 記録請求等の方法の変更（チャネル移行）

- (1) でんさいライトサービスから窓口金融機関を通じて記録請求等を行う方法に変更することができます。変更手続の方法等については、窓口金融機関宛にお問い合わせください。なお、お取扱いの状況により、直ちに変更できない場合もあります。

26. お客さまのご都合による利用契約の解約

- (1) でんさいライトサービスの利用契約の解約を希望される場合、窓口金融機関所定の手続により、窓口金融機関宛に解約をお申し出いただくことができます。
- (2) 解約の効力は、解約しようとするでんさいライトサービスの利用契約に係る以下の①～③のでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって当会社が確認した時に生じます。
- ① お客さまを債務者とするでんさい
 - ② お客さまを電子記録保証人とするでんさい
 - ③ お客さまを債権者とするでんさい

27. 利用契約の解約

- (1) お客さまが以下の①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、でんさいネットおよび窓口金融機関はでんさいライトサービスの利用契約を解除することができます。
- ① でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に該当した場合
 - ② お客さまの財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
 - ③ お客さまの信用状態に重大な変化が生じたとでんさいネットが判断した場合
 - ④ 解散その他営業活動を停止した場合
 - ⑤ 2. のでんさいネット所定の利用料（手数料）等を2ヶ月連続して支払わなかった場合
 - ⑥ でんさいライトサービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあるとでんさいネットが判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があるとでんさいネットが判断した場合
- (2) 解除の効力は、窓口金融機関がお客さまに対し、通知する解除日に生じます。

[支払期日前後の記録の制限]



支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)						決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
	7 銀行営業日前以前	6 銀行営業日前	5 銀行営業日前	4 銀行営業日前	3 銀行営業日前	2 銀行営業日前	1 銀行営業日前	支払期日	1 銀行営業日後	2 銀行営業日後	3 銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者)	○	○ (注10)	○ (注10)	○ (注10)	○ (注10)	－	－	－	－	－	－
(請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	○ (注10)	○ (注10)	○ (注10)	○ (注10)	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	○ (注10)	○ (注10)	○ (注10)	○ (注10)	－	－	－	－	－	－
4. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
(請求者：支払者)	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
5. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人 (注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ① 利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法 (注4) (請求者：債務者、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－
② 利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人 (注2))	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

(注2) でんさいライトサービスの利用契約の場合は、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人 (譲渡人)。

(注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。

(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

(注6) 債務者の窓口金融機関 (仕向金融機関) からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可 (ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。

(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。

(注9) 書面での手続きとなるので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なる。

(注10) でんさいライトサービスの利用契約の場合は可。